

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

第1回浦安市空家等対策協議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年5月1日

浦安市空家等対策協議会
会長 小杉 学

1 開催日時

令和7年5月9日（金）午後2時より

2 開催場所

浦安市役所 庁舎4階 S5会議室

3 議題 ※変更となる場合があります

- (1) 浦安市空家等対策計画の改定の概要等について
- (2) 浦安市空家等対策計画の改定内容について
- (3) 管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について

4 傍聴者の定員 4人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の10分前までに会場にお越しくください。会場で受付を行います。
- (2) 受付開始時間は、当日午後1時40分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 会議の一部を非公開とする理由（会議の一部を非公開とする場合に限る。）

無

7 問い合わせ先

浦安市役所 都市政策部 住宅課 住宅政策係

電話 047-712-6284

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

浦安市空家等対策協議会
会長 小杉 学

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 受付開始時間は、当日午後1時40分からです。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。